

議案第 27 号

石岡市立小学校児童通学バス運行に関する条例を制定すること  
について

石岡市立小学校児童通学バス運行に関する条例を制定することについて、  
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により  
議会の議決を求める。

令和 6 年 2 月 20 日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

新たに、石岡市立小学校児童通学バスの運行に関し必要な事項を定めるた  
め。

## 石岡市立小学校児童通学バス運行に関する条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、市立小学校児童が通学に利用する通学バス（以下「通学バス」という。）の運行を円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

### (運行日)

第2条 通学バスの運行日は、石岡市立学校管理規則（平成17年石岡市教育委員会規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定による学校の休業日を除いた日とする。

### (利用対象者)

第3条 通学バスの利用対象者は、教育委員会規則（以下「規則」という。）で定める。

### (利用の届出)

第4条 通学バスを利用する児童の保護者（以下「利用保護者」という。）は、規則で定めるところにより、あらかじめ通学バスの利用に係る届出書を市長に、提出しなければならない。

### (利用者の遵守事項)

第5条 第3条の利用対象者のうち通学バスを利用する者（以下「利用者」という。）は、規則に定める遵守事項に従って、通学バスを利用しなければならない。

### (利用の制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対し通学バスの利用を停止することができる。

- (1) 利用者が、第3条に規定する利用対象者に該当しなくなったと判断したとき。
- (2) 利用者が、前条の規定に基づく遵守事項に著しく違反していると認められたとき。

### (利用保護者負担金)

第7条 利用保護者は、次の区分により市に、利用保護者負担金を納付しな

ければならない。

負担区分	利用保護者負担金額
通常の経路及び方法による片道の通学距離が4キロメートル以上の者	無料
通常の経路及び方法による片道の通学距離が4キロメートル未満の者	1人につき 月額 2,000円

(減額措置)

第8条 市長は、規則の定めるところにより、相当の理由があると認めるときは、利用保護者負担金を減額することができる。

(運行業務の委託)

第9条 通学バスの運行については、その運行業務を民間事業者に委託して行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(石岡市立小桜小学校児童通学バス運行に関する条例の廃止)

2 石岡市立小桜小学校児童通学バス運行に関する条例（平成17年石岡市条例第79号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日までに、この条例による廃止前の石岡市立小桜小学校児童通学バス運行に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。